

11,470円
10,465円
9,418円
9,115円
9,115円
9,115円
9,936円
9,418円
1,282円
913円
1,264円
1,215円
1,215円
1,474円
1,474円
1,431円
913円
1,014円
1,215円
1,215円
1,215円
913円
913円
1,688円
1,215円

11,485円
10,479円
9,430円
9,134円
9,134円
9,134円
9,949円
9,430円
1,284円
914円
1,266円
1,217円
1,217円
1,476円
1,476円
1,433円
914円
1,016円
1,217円
1,217円
1,217円
914円
914円
1,690円
1,217円

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間における基本報酬の額の特例）
- 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間における改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「914円」とあるのは、「895円」とする。
（基本報酬等の内払）
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）及び改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬（以下「基本報酬等」という。）は、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例及び改正後の規則の規定による基本報酬等の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第25号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第7条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第12条第1項中「、100分の185」を「、100分の190」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項の規定は、令和元年6月1日から適用する。
（勤勉手当の内払）
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づいて支払われた勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

（揭示済）



宇治市告示第1号

宇治市収納代理金融機関の名称変更について

宇治市収納代理金融機関に指定している株式会社大正銀行から合併による名称変更の届出がありましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月6日

宇治市長 山本 正

- 変更前の名称
株式会社大正銀行
- 変更後の名称
株式会社徳島大正銀行
- 変更の期日
令和2年1月1日
- 収納業務取扱店舗
当該銀行の国内所在の本店、支店及び出張所

（揭示済）

宇治市告示第3号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月17日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
26312 01106	合同会社L・C・Y	相談支援センターSUN	令和元年 12月16日	計画相談支援
	宇治市横島町南落合70番地の12	宇治市五ヶ庄梅林44番地の8		

宇治市告示第4号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月17日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
26712 00380	合同会社L・C・Y	相談支援センターSUN	令和元年 12月16日	障害児相談支援
	宇治市横島町南落合70番地の12	宇治市五ヶ庄梅林44番地の8		

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月27日

宇治市監査委員

森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度総務部及び会計室の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年10月2日から同年11月20日まで

第4 監査の概要

この監査は、総務部市民税課、資産税課、納税課及び会計室における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- （個人・法人）市民税課税状況（市民税課）
- 固定資産税（土地・家屋）減免状況（資産税課）
- 所得証明等手数料収入状況（市民税課）
- 閲覧・評価証明等手数料収入状況（資産税課）
- 督促手数料及び延滞金収入状況（納税課）
- 委託料支出状況（市民税課、資産税課、納税課）
- 市税過年度還付金支出状況（納税課）
- 歳入歳出外現金収入支出状況（会計室）
- 用品調達基金運用状況（会計室）
- 貸付金支出状況（会計室）
- 備品管理状況（市民税課、資産税課、納税課、会計室）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 市民税課

- (1) （個人・法人）市民税課税状況について
特になし。
- (2) 所得証明等手数料収入状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

2 資産税課

- (1) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について
特になし。
- (2) 固定資産税（土地・家屋）減免状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 納税課

- (1) 督促手数料及び延滞金収入状況について
督促手数料の滞納繰越分の調定期間に不備が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 市税過年度還付金支出状況について

市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているが、平成28年度の前回定期監査において、当該資金の精算に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう強く求める。

- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

4 会計室

- (1) 歳入歳出外現金収入支出状況について
特になし。
- (2) 用品調達基金運用状況について
特になし。
- (3) 貸付金支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会告示第1号

宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程を、次のように定める。

令和元年12月27日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程

宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成29年宇治市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「

1	笠取
2	東宇治

1	笠取・東宇治
---	--------

」を「

」に改める。

3	2
4	3
5	4

」

附 則

この規程は、令和2年7月20日から施行する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第6号

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「165,000円」を「165,400円

」に、「148,300円」を「148,600円」に、「248,500円」を「248,900円」に、「9,115円」を「9,134円」に、「13,729円」を「13,747円」に、「9,936円」を「9,949円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(基本報酬等の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第3条第1項において準用する宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号。以下「条例」という。）及び宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号。以下「規則」という。）並びに改正前の規程の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬（以下「基本報酬等」という。）は、改正後の規程第3条第1項において準用する条例及び規則並びに改正後の規程の規定による基本報酬等の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第1号

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の名称変更について

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の事務取扱を次のとおり変更したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

令和2年1月6日

宇治市長 山本 正

- 1 変更前の名称
株式会社大正銀行
- 2 変更後の名称
株式会社徳島大正銀行
- 3 変更の期日
令和2年1月1日

(揭示済)

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和元年12月26日付で、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年1月17日

宇治市長 山本 正

指定番号 第471号 浅井工業株式会社